

○宮崎市議会傍聴規則

〔昭和50年12月12日〕
議会規則第1号

改正 昭和53年3月27日議会規則第1号 平成27年2月16日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（第3項に該当する者を除く。次項において同じ。）は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入し、係員の指示により、一般席に着かなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、その代表者又は責任者が、当該団体の名称及び所在地、当該代表者又は責任者の氏名並びに傍聴人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

3 市政記者及び宮崎市職員で、議長からあらかじめ傍聴の許可を受けた者は、報道関係者席で傍聴することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、議長が必要があると認める場合は、傍聴整理券を発行することにより、傍聴人の人員を制限することができる。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、60人とする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議に支障を来すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者又は保護者が同伴する場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 社会通念上保持するもののほか、会議の傍聴に必要なもの以外のものを携帯し、又は着用しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音し、又は録画してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月27日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月16日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。